

基礎要件に係る評価の指針

本指針について

- ◆ 「基礎要件に係る評価の指針」は、評価者が法令要件やその他の基礎的な要件の充足状況を判断し、評価する際の具体的な指針を記したものです。
- ◆ 本指針は、問題事例があった場合に一定の判断が行えるように作成したものです。ただし、評価は短期大学それぞれの状況に応じて行うものであるため、特別の事情があるなど合理的理由を示せる場合は、数値目安等を弾力的に運用することも可能です。
- ◆ 本指針は「基礎要件確認シート」と一体的に運用します。その際評価者は、同シートの根拠となっている「短期大学基礎データ」等を必ず参照し評価にあたるようにしてください。
- ◆ 「基礎要件確認シート」において基礎要件の充足状況に問題が見られるが、実地調査時まで改善が確認できた場合は、その事実をもとに評価するものとします。ただし、その場合は、原則として概評において「基礎要件確認シート」作成基準日（短期大学認証評価実施前年度5月1日）において基礎要件を満たしていなかった事実を付記してください。
- ◆ 本指針に基礎要件に相当する事項を新たに追加する場合は、原則として一体的に運用する「基礎要件確認シート」もあわせて改訂するものとします。

基準 1 理念・目的

1 短期大学の理念・目的の公表

- ・ 短期大学の理念・目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。

2 学科・専攻科における教育研究上の目的の学則等への規定及び公表

- ・ 教育研究上の目的を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。
- ・ 教育研究上の目的を設定しているが、これを学則等に規定していない場合は、改善課題として指摘する。
- ・ 教育研究上の目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。

基準2 内部質保証

3 設置計画履行状況等調査への対応（5ヵ年）

- ・ 文部科学省による設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた改善活動の状況から、内部質保証システムの機能に問題があると判断される場合は、その状況に応じて是正勧告又は改善課題を指摘する。

4 点検・評価結果の公表

- ・ 点検・評価結果をいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。
- ・ 点検・評価結果を公表しているが、これをホームページ上で公表していない場合は、改善課題として指摘する。

5 教育情報の公表

- ・ 教育情報をいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。
- ・ 教育情報を公表しているが、これをホームページ上で公表していない場合は、改善課題として指摘する。
- ・ 教育情報の公表内容に不備がある場合は、その状況に応じて是正勧告又は改善課題を指摘する。

6 財務関係書類の公表

- ・ 財務関係書類をいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。
- ・ 財務関係書類を公表しているが、これをホームページ上で公表していない場合は、改善課題として指摘する。
- ・ 財務関係書類の公表内容に不備がある場合は、その状況に応じて是正勧告又は改善課題を指摘する。

基準4 教育課程・学習成果

7 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の公表

- 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を授与する学位ごとに設定していない場合は、是正勧告として指摘する。
- 上記に関わらず、専攻科については、学位を授与する課程でないので、学位授与方針を定める必要はない。ただし、「課程修了にあたって修得しているべき知識、技能、態度等の学習成果を含む課程修了認定の考え方」は明らかにしておく必要がある。
 - ※ 学位授与方針または教育課程の編成・実施方針が、学科等を単位とし、それが学位の単位と一致しない場合であっても、内容的に学位との関係が明らかであれば、提言の対象としない。
- 学位授与方針に、修得すべき知識、技能、能力など当該学位にふさわしい学習成果を示していない場合は、改善課題として指摘する。
- 上記に関わらず、専攻科に関し、同様の問題がある場合には、概評で指摘する。
 - ※ 学位授与方針に、卒業要件、修了要件が含まれていない場合であっても、別途示していれば問題としない（概評にも記述しない）。
 - ※ 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針が、内容において一貫していないと判断される場合は、基準2の概評で指摘する（問題の程度によっては、改善課題又は是正勧告を付すことも可）。
- 教育課程の編成・実施方針に、教育課程の編成又は実施に関する基本的な考え方を示していない場合は、改善課題として指摘する。
- 専攻科についても教育課程の編成・実施方針の設定を求め、その際内容においては上記の通り評価する。ただし、改善が必要な問題がある場合でも、そのことは概評で指摘する。
- 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。
- 専攻科について上記の問題がある場合は、概評で指摘する。

8 履修登録単位数の上限設定

- 単位の実質化を図る措置が不十分な場合は、改善課題として指摘する。
 - ※ 単位の实質化を図る措置としては、教育課程上の配慮、成績評価の厳格性の確保、授業時間外に必要な学習の促進等の取り組みのほか、学科においては、履修登録単位の上限設定が該当する。
 - ※ 上記のうち履修登録単位の上限設定は主要なものと考えられるが、その実施を一律には求めず、履修指導の実施状況、学生の実際の履修状況等を踏まえて、総合的に判断する。特に、厚生労働省関係の国家試験の受験資格を得

ることが必須となっている学科等については、履修登録単位の上限設定以外の措置の状況も十分に踏まえて判断する。

※ 以下の場合、これに該当する学生数が適正な範囲であるかなど、制度の運用実態に十分な注意を払う必要がある。

- ① 短期大学設置基準第13条の2第2項の規定に基づき、成績優秀者に対して履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている場合。
- ② その他学内の規定に基づき学科長等による許可のもと履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている場合。

9 1学期の授業期間と単位計算

- ・ 授業期間が必ずしも15週である必要はない。ただし、授業における学生の学習時間が十分に確保されていない場合は、改善課題として指摘する。
- ・ 単位計算が不適切である場合は、是正勧告として指摘する。

10 卒業の要件の設定及び明示

- ・ 卒業・専攻科修了の要件を明確にし、刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても、あらかじめ学生に明示していない場合は、是正勧告として指摘する。
- ・ 既修得単位として認定する単位数の上限が、設置基準で認められている数を超えている場合は、是正勧告として指摘する。

基準5 学生の受け入れ

11 学生の受け入れ方針の公表

- ・ 学生の受け入れ方針を学科（または専攻課程）ごとに設定していない場合は、是正勧告として指摘する。
- ・ 専攻科についても、学生の受け入れ方針の設定を求める。ただし、改善が必要な問題がある場合でも、そのことは概評で指摘する。
- ・ 学生の受け入れ方針を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。
- ・ 上記に関わらず、専攻科について同様の問題がある場合は、概評で指摘する。
- ・ 学生の受け入れ方針に、求める学生像を示していない場合は、改善課題として指摘する。
- ・ 上記に関わらず、専攻科に関し、同様の問題がある場合には、概評で指摘する。
※ 学生の受け入れ方針に、入学前の学習歴、学力水準、能力が含まれていない場合であっても、提言せずに概評で指摘する。

12 定員管理

[学科]

- ・ 入学定員充足率の5年平均又は収容定員充足率が【表1】の目安に抵触している場合は、該当する提言を付す（※1～※3）。
- ・ 短期学士課程全体の収容定員充足率が【表1】（定員超過の場合は「左記以外の分野」の欄を適用）の目安に抵触している場合は、学科に対する提言とあわせて該当する提言を付す。ただし、定員未充足については、「是正勧告」の目安に抵触している場合のみ提言を付す。

	定員超過		定員未充足
	実験・実習を伴う分野(心理学、社会福祉学に関する分野を含む)	左記以外の分野	
改善課題	1.20 以上	1.25 以上	0.90 未満
是正勧告	1.25 以上	1.30 以上	0.80 未満

- ※1 地域性、分野の性質等において特別の事情を考慮する必要があり、目安を弾力的に運用する場合は、上記の表の目安の通り提言しないこともある。ただし、その際は、教育の質に影響を与えていないことが必ず確認できる場合とする。
- ※2 完成年度を迎えていない学科については、収容定員充足率や入学定員充足率の5年平均が改善課題又は是正勧告にあたる場合であっても、提言

を付さず、概評で現状を記述するに留める。

- ※3 第2部（夜間）における収容定員充足比率、入学定員充足率ともに、0.80倍未満の場合は、改善課題として指摘する。

[専攻科]

- ・ 統一的な数値目安は設けず、経年的な推移に留意しながら、各短期大学の状況を判断して問題が認められる場合は、概評において指摘する。

基準6 教員・教員組織

13 設置基準上必要専任教員数の充足

- ・ 専任教員数又は教授数が設置基準を満たしていない場合、是正勧告として指摘する。

14 ファカルティ・ディベロップメントの実施

- ・ ファカルティ・ディベロップメントが全く実施されていない場合は、是正勧告として指摘する。
- ・ 一部の学科でのみファカルティ・ディベロップメントが行われている場合は改善課題として指摘する。
- ・ 学科でのファカルティ・ディベロップメントが行われていない場合であっても、短期大学全体としてファカルティ・ディベロップメントが行われている場合には、提言としない。
- ・ 専攻科に関する授業改善に向けた取り組みがない場合は概評で指摘する。
- ・ 教育改善以外に、研究活動の活性化を図る取り組みや社会貢献等の教員に求められる諸活動についてその資質向上を図る取り組みがない場合は、改善課題として指摘する。

基準 8 教育研究等環境

15 設置基準上必要な校地面積、校舎面積の充足

- ・ 設置基準上必要な校地面積、校舎面積を充足していない場合は、是正勧告として指摘する。

基準 10 大学運営・財務

16 スタッフ・ディベロップメントの実施

- ・ スタッフ・ディベロップメントが全く実施されていない場合は、是正勧告として指摘する。

以上